

川西市アステ市民プラザ子育て支援ルーム運営業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

川西市では、保護者の子育てに対する孤独感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域で子育て中の保護者と子どもの交流や子育て相談・情報を提供する場として気軽に立ち寄ることのできる地域子育て支援拠点を、市内に13箇所開設し運営しています。

今回、その中でアステ川西6階に開設している「アステ市民プラザ子育て支援ルーム」について、豊富な経験や知識を有する事業者から企画提案を募集し、提案やヒアリングの内容等を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するものです。

記

1 業務概要

(1) 業務名

川西市アステ市民プラザ子育て支援ルーム運営業務

(2) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「川西市アステ市民プラザ子育て支援ルーム運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

3年間の委託上限額 26,445,000円(消費税及び地方消費税を含む)

提案の内容にかかわらず見積り額が委託上限額を超える場合は、提案書等の審査は行わず、失格とする。

2 応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)参加者に関する要件

- ① 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の法人資格を有し、地域子育て支援のノウハウを持つ団体
- ② 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。また市内の事業者については、前述の税に加えて法人市民税、固定資産税の滞納がないこと
- ③ 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

(2)応募者の資格要件

- ①適正な業務責任者を配置できること。(資格・専門性は問わない。)
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者ではないこと。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続きの開始申

立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き改正の申立てがなされていない者であること。

- ⑤個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。
- ⑥別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3 選定スケジュール

- (1) 実施要領の公表(公募開始日) 令和8年(2026年)1月13日(火)
- (2) 質問書の受付及び回答
質問書の受付期間 令和8年(2026年)1月13日(火)から1月27日(火)17時まで
回答 令和8年(2026年)2月3日(火)頃に市ホームページに掲載
- (3) 参加申込書等の提出
令和8年(2026年)2月10日(火) 17時まで(必着)
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和8年(2026年)2月25日(水) 17時まで(必着)
- (5) 審査(プレゼンテーション等)
令和8年(2026年)3月11日(水)頃予定
- (6) 審査結果通知
令和8年(2026年)3月18日(水)頃予定

4 プロポーザルの参加について

- (1)実施要領、仕様書、様式等は、市ホームページからダウンロードすること(窓口での配布は、行わない)。

(2)質問書の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査(評価)に係る質問は一切受け付けない。

①提出方法

質問書(様式2)を、メールにて提出すること。

②提出期間 令和8年(2026年)1月13日(火)から1月27日(火)17時まで(必着)

③提出先

川西市こども未来部こども若者相談センター 【メールアドレス】 kawa0030@city.kawanishi.lg.jp

④回答方法

質問に対する回答は令和8年(2026年)2月3日(火)頃に市ホームページで公表する。

なお、質問を行った事業者名等は公表しない。

(3)参加申込書等の提出

①提出期限 令和8年(2026年)2月10日(火)17時まで

②提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)

提案事業者の会社・団体の概要がわかる資料(会社案内等)

※様式については市ホームページからダウンロード

③提出部数 1部

④提出方法 持参又は郵送(必着)

(4)企画提案書等の提出

別紙「企画提案書等の作成要領」を参照の上以下のとおり提出すること。

①提出書類

ア.様式3:企画提案書

イ.様式4:会社・団体概要書

ウ.様式5:子育て支援ルーム運営についての基本的な考え方

エ.様式6:業務実施体制

オ.様式7:配置予定スタッフ活動経歴書

カ.様式8-1:委託業務についての事業計画案(1)

キ.様式8-2:委託業務についての事業計画案(2)

ク.(a)~(c)のいずれか

(a)直近3年の国税及び地方税の納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(b)未納の税額(納期限が到来していないものを除く)がない旨の証明書

(c)非課税扱いで申告の必要がなく、納税証明書が取得できない法人は、その旨を記載した文書

ケ.見積書(様式任意)

※様式については市ホームページからダウンロードすること。

②提出部数

5部(正本:1部 副本:4部 ファイル等で綴じること。)

③提出先及び提出方法

ア 提出先

〒666-0017 兵庫県川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟3階
川西市 こども未来部 こども若者相談センター 担当 中塚

イ 提出方法

持参(受付時間 平日9時00分から17時00分)又は郵送

ウ 提出期限

令和8年(2026年)2月25日(水) 17時00分 ※時間厳守、必着とする。

5 審査及び選定

(1) 選定方式

公募型企画提案方式による書類審査及び提案審査

(2) プрезентーションについて

ア 日時と場所

令和8年(2026年)年3月11日(水)(予定) 具体的な日時や場所については、プロポーザル参加事業者確定後に調整し、別途通知する。

イ 實施時間

1事業者につき50分以内(事業者からの提案説明30分、質疑応答20分以内とする。)

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は5名以内とする。プロジェクターは川西市が用意する。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料を基に行うこと。

エ 選定基準等について

市が設置する「川西市アステ市民プラザ子育て支援ルーム運営事業者選定評価委員会」において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。

全委員が以下「選考基準」に基づき、各応募者の応募書類とプレゼンテーション内容を審査し、その合計得点により選定する。

合計得点の最高得点者を本委託業務に適した第1位優先交渉事業者とし、合計得点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とする。

なお、合計得点の同じ者が2者ある時は、各評価委員の評価項目「事業計画」の点数の合計が高い事業者を上位と決定するものとする。

選考基準

1 業務実績

10 点

- (1) 地域等における子育て支援活動に関する実績があるか。

2 運営についての基本的な考え方

5 点

- (1) 事業運営に関する考え方方が、地域子育て支援拠点の目的に合致しているか。

3 事業運営組織体制

25 点

- (1) 業務を行うための人員体制が適切なものであるか。
(2) スタッフの知識・経験や能力が十分であるか。

4 事業計画

40 点

- (1) 子育て中の保護者と子どもが気軽に利用し、交流できる工夫や配慮がなされているか。
(2) 子育て等に関する相談への対応は適切にできるか。
(3) 地域の子育て関連情報等の収集や提供が適切にできるか。
(4) 講習・講座やイベント等が適切に実施されるか。
(5) 利用者の安全確保の考え方方が適切なものとなっているか。
(6) 広報・集客活動の内容が効果的なものとなっているか。
(7) 事業者独自の地域における子育て支援の取り組みができるものとなっているか。
(8) 市の実施事業として適切な内容になっているか。

5 経費の見積

15 点

- (1) 提示金額は、提案内容と比べて妥当であるか。
(2) 経費を効率的に低減するための工夫がなされているか。

6 柔軟性

5 点

- (1) 市の要望に対して柔軟に対応できるか

合 計

100 点

7 選定結果の通知

- (1)令和8年(2026年)年3月18日頃(予定)に、本プロポーザル参加事業者に個別に通知するほか、市ホームページで公表する。なお、優先交渉権者となった事業者名は公表し、その他の事業者名は非公表とする。電話等の問合せには応じない。
- (2)選定結果に対する異議申し立ては出来ない。

8 契約の締結について

審査の結果、本委託事業の候補者として選定された第1位優先交渉事業者と契約の交渉を行う。辞退その他の理由(契約締結時までに参加資格を満たさなくなった場合又は下記の失格事項等に該当する事実が判明した場合等)で契約できない場合は、第2位優先交渉事業者と契約の交渉を行う。

9 失格事項等

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効とする。

- (1)提出書類の様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3)提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4)提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)審査の公平性を害する行為があった場合
- (7)その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

10 その他の留意事項

- ・本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出期限後の問合せ若しくは書類等の追加又は修正は、原則として応じない。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・参加申込者から提出された書類は、理由の如何に拘わらず返却しない。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングでの発言・提案内容は、契約条件(事業者が達成すべき業務水準)として採用されるため留意すること。
- ・提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効となった場合は、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- ・参加者は、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下(市ホームページ)で確認すること。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/index.html>

- ・提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書を提出できないものとする。

11 問合せ・応募先

〒666-0017 兵庫県川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟3階

川西市こども未来部 こども若者相談センター

担当:中塚 TEL 072-740-1248

(E-mail : kawa0030@city.kawanishi.lg.jp)